

役員に対する報酬の支給について

社団法人 大阪溶接協会
平成 15 年 10 月 3 日

役員の報酬 第 16 条 ただし書きの規定にかかわらず、常勤役員が存在しないため、報酬を支給していない。

役員に対する退職金の支給について

社団法人 大阪溶接協会
平成 15 年 10 月 3 日

全ての役員に対して退職金を支給していない。